

二宮町予防接種健康被害調査委員会の比較表

条例（後）	規則（前）
<p>二宮町予防接種健康被害調査委員会条例</p> <p><u>（設置）</u></p> <p>第1条 予防接種法（昭和23年法律第68号）に規定する予防接種及びそれ以外の二宮町が御奨した予防接種を受けたことによる健康被害に係る事項について、調査及び審議するため、二宮町予防接種健康被害調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。</p> <p><u>（所掌事務）</u></p> <p>第2条 委員会は、予防接種法に基づき、町長の諮問に応じ、予防接種による健康被害の当該事例について医学的見地から調査を行い、その結果を報告する。</p> <p><u>（組織等）</u></p> <p>第3条 委員会は、10人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、事例発生のつど次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1) 中郡医師会二宮班の医師</p> <p>(2) 学識経験者</p> <p>(3) 二宮町職員</p> <p>3 町長は、特別の事項を審議するため必要があると認めるときは、臨時職員を委嘱することができる。</p> <p><u>（任期）</u></p> <p>第4条 委員の任期は、当該事例が発生してから調査が終了するまでとする。ただし、任期中途に新たに委嘱した委員の任期は、他の委員の任期と同様とする。</p> <p><u>（委員長及び副委員長）</u></p> <p>第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。</p> <p>2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。</p>	<p>二宮町予防接種事故調査委員会規則</p> <p><u>（趣旨）</u></p> <p>第1条 予防接種法（昭和23年法律第68号）及び町長の御奨に基づき町民が受けた予防（以下「予防接種」という。）に起因する事故について、適正な解決を図るため、町長の諮問機関として二宮町予防接種事故調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。</p> <p><u>（所掌事務）</u></p> <p>第2条 委員会は町長の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査し、審議する。</p> <p>(1) 予防接種に起因した事故の調査に関すること。</p> <p>(2) 予防接種に起因した事故の事後対策に関すること。</p> <p>(3) その他予防接種に起因した事故に関し、町長が特に必要と認める事項</p> <p><u>（委員等）</u></p> <p>第3条 委員会は、事故発生のつど次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命された者によって組織する。</p> <p>(1) 中郡医師会二宮班の医師 3名以内</p> <p>(2) 学識経験者 3名以内</p> <p>(3) 二宮町職員 3名以内</p> <p>2 町長は、特別の事項を審議するため必要があると認めるときは、臨時委員を委嘱することができる。</p> <p>3 委員は、当該諮問にかめる調査、審議が終了したときは、解任されるものとする。</p> <p><u>（会長及び副会長）</u></p> <p>第4条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。</p> <p>2 会長は委員会を代表し、会務を総理する。</p>

条例 (後)	規則 (前)
<p>3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>(会議)</p> <p>第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。</p> <p>2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。 (意見等の聴取)</p> <p>第7条 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。</p> <p>(守秘義務)</p> <p>第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。</p> <p>(庶務)</p> <p>第9条 委員会の庶務は、健康福祉部子育て・健康課において処理する。</p> <p>(委任)</p> <p>第10条 この条例で定めるもののほか、委員会の運営に必要なことは、委員長が委員会に諮って定める。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和元年7月1日から施行する。 (特別職員報酬費用弁償の額並びに支給方法条例の一部改正)</p> <p>2 特別職員報酬費用弁償の額並びに支給方法条例(昭和31年二宮町条例第60号)の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第1「予防接種事故調査委員会」を「予防接種健康被害調査委員会委員」に改める。</p>	<p>3 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときまたは欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>(会議)</p> <p>第5条 委員会の会議は、会長が必要に応じて招集する。</p> <p>2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。 (関係者の説明)</p> <p>第6条 会長は会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明または意見を聞くことができる。</p> <p>(庶務)</p> <p>第7条 委員会の庶務は、健康福祉部子育て・健康課において処理する。</p> <p>(委任)</p> <p>第8条 この規則で定めるもののほか、委員会の運営に必要なことは、会長が委員会に諮って定める。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、昭和63年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成5年6月30日規則第13号)</p> <p>この規則は、公布の日から施行し、平成5年7月1日から適用する。</p> <p>附 則 (平成21年3月31日規則第17号)</p> <p>この規則は、平成21年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成25年4月1日規則第30号)</p> <p>この規則は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成28年3月29日規則第31号)</p> <p>この規則は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成30年3月29日規則第12号)</p> <p>この規則は、平成30年4月1日から施行する。</p>